

国土施策創発調査費取扱要領

平成 16 年 3 月 30 日 制定

平成 19 年 2 月 20 日 改正

1. 目的

国土施策創発調査費（以下、「創発調査費」という。）は、地域の主体性、地域からの発案、国と地方の連携を重視した国土づくり、地域づくりに関する施策を実施するために必要な調査を多様な関係主体の参加のもとに行うことにより、国と地方の連携及びボトムアップ的な手法による国土の利用、開発及び保全（以下、「国土の利用等」という。）に関する政策の推進を目的とする。

この要領は、創発調査費の取扱いに係る基本的事項を定めることにより、創発調査費の適正かつ効率的な運用を図り、上記創発調査費の目的を最大限に達成することを目的とする。

2. 定義

本取扱要領における用語の定義は、以下のとおりとする。

「国土施策」 国土の利用等に関する政策の推進に資する施策であって、特に地域の主体性、地域からの発案、国と地方の連携を重視した国土づくり、地域づくりに関する施策

「国土施策創発調査」 国土施策を推進するために多様な関係主体の参加のもとに行われる国土の利用等に関する調査、研究及びその総合調整を行うために必要な措置（以下、「調査等」という。）

「地域施策」 国土施策のうち、一定の地域における地域づくりの推進のために、当該地域において地方公共団体等が連携して行う地域づくりに関する施策

「広域地方計画」 国土形成計画法第九条に定めのある計画

3. 配分対象となる調査等の種類及び内容

創発調査費は、次に掲げる国土施策創発調査のうち、国土交通省が財務省と協議して、特に必要と認められるものに配分する。創発調査費を配分する調査等の選定基準等については、国土交通省が国土施策創発調査費取扱要領実施細則（以下、「細則」という。）において定める。

（1）地域活力創発等調査

- ・ 地方公共団体等から発案された地域施策の推進に資する調査等であって、地域の活力の向上、地域の活性化の総合的かつ円滑な推進に資するもの。

または、地域の活力向上等に関する新たな国家的な課題等への対応などについて関係府省等が連携して行う調査等であって、国土の利用等に関する政策の推進に資するもの。

（2）広域地方計画課題調査

- ・ 広域地方計画策定に参画する主体が相互に連携しながら広域地方計画における主要課題に即した調査を発案し実施するものであって、広域地方計画策定等に資するもの。

4. 調査の期間

創発調査費による調査等の期間は、単年度とし、当該調査等の次年度以降の実施は、調査等実施府省等の予算で行うものとする。ただし、その性質上やむをえない調査にあっては、必要に応じ次年度において引き続き実施できるものとする。この場合、予め次年度も含めた全体計画を示すものとする。

5. 要求方法

創発調査費の要求に当たっては、国土交通省の定める国土施策創発調査費配分要求書作成要領等に従って要求するものとする。

6. 配分要領

国土交通省は、前項に定める配分要求書の提出があったときは、当該要求書提出者からのヒアリング等によって当該調査等の必要性、内容の妥当性等を審査して所要の調整を行い、実施する調査等の内容、所要金額等を決定し、創発調査費を関係各府省に移し替える等の所要の手続きを行うものとする。

7. 実施計画の変更

調査等実施府省等において、創発調査費移替後、調査事項、調査方式及び所要金額を変更しようとするときは、あらかじめ、国土交通省の承認を得なければならない。

8. 調査等の結果の報告

- (1) 調査等実施府省等は、当該調査等が完了したときは、速やかにその結果を国土交通省に報告するものとする。
- (2) 調査等の結果は、調査等実施府省等の責任においてとりまとめ、国土施策創発調査結果報告書等作成要領に従って報告書等を作成するものとする。ただし、国土交通省がその必要性を認めない場合はこの限りでない。

9. 調査等の公表、成果の活用及び評価

- (1) 調査等実施府省等は、創発調査費の配分を受けたときは、創発調査費により行おうとする調査等について広くインターネット、マスコミ等へ公表することを原則とする。また、創発調査費の配分対象は国土交通省においても公表する。
- (2) 調査等実施府省等は、調査結果の成果が広く、関係府省庁、地方公共団体等に活用されるための措置を講ずるものとし、成果を広くインターネット、マスコミ等へ公表することを原則とする。このため、調査等実施担当府省等は調査結果の成果を広く公表することが可能となるよう調査結果の著作権等の所在の明確化等必要な措置を講ずるものとする。また調査等の成果は国土交通省においても公表、活用する。
- (3) 国土交通省は、必要に応じ、調査等実施府省等から調査等の成果に関する事後評価又は活用状況の報告を求めることができる。

10. その他

この要領に定めるもののほか、創発調査費の取扱に関し必要な事項は、細則で定める。
また、国土施策創発調査費の庶務は、国土交通省国土計画局総務課が行う。